

平成29年度 目黒区立学校における第三者評価の結果について

1 第三者評価について

(1) 定義

第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものである。

(2) 対象校

- ア 各学校について、3年間に1回実施する。
- イ 中学校区の単位を基本として実施する。
- ウ 実施校のサイクルは、以下のとおりとする。

実施年度	中学校	小学校					校数	
平成29年度	第九	向原	原町				3	10
	第十	八雲	東根	宮前			4	
	東山	烏森	東山				3	
平成30年度	第一	菅刈	駒場				3	11
	第七	碑	月光原				3	
	目黒中央	中目黒	五本木	鷹番	上目黒		5	
平成31年度	第八	大岡山					2	10
	第十一	緑ヶ丘	中根				3	
	大鳥	下目黒	油面	田道	不動		5	

(3) 評価者

学識経験者と学校経営経験者の2名が班を組み、中学校区内の学校を評価する。

班	担当校区	評価者
1	第九中学校区	○藤井 穂高 (筑波大学人間系教育学域教授) ○橋本 由愛子 (元世田谷区立弦巻中学校長)
2	第十中学校区	○植田 みどり (国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部総括研究官) ○馬場 宗生 (元新宿区立落合中学校長)
3	東山中学校区	○小池 和男 (帝京科学大学教職センター長教授) ○齋藤 直子 (元宇都宮海星女子学院中学校高等学校長)

(4) 評価期間

原則として5月から9月にかけて2日間学校を訪問し、ヒアリング及び教育活動の参観等を行う。

(5) 評価内容

○ 項目別評価

評価項目	
(1) 前年度の学校評価について	ア 四者による学校評価アンケート結果を踏まえた学校の自己評価の内容
	イ 学校関係者評価結果に基づいた教育課程の編成
(2) 学校評価結果を踏まえた学校運営の改善について	ア 教育課程の実施状況
	イ 運営組織の状況
	ウ 家庭や地域との連携状況
(3) その他	・特色ある教育活動
	・特筆すべき優れた取組
	・学校間連携の状況

○ 総合評価

2 第三者評価の結果について

(1) 評価規準

別紙1 「評価項目の観点及び評語について」のとおり

(2) 第三者評価の結果

別紙2 「目黒区立学校第三者評価結果報告書」のとおり

(3) 結果の公表

「目黒区立学校第三者評価結果報告書」と「学校運営改善プラン」を各学校のホームページで公表する。

以上

評価項目の観点及び評語について

1 評価項目の観点について

(1) 評価項目の観点と評価規準

	評価項目	観点とその評価規準 (B)
前年度の学校評価について	ア 四者による学校評価アンケート結果を踏まえた学校の自己評価の内容	①前年度の四者による学校評価アンケート結果等(実施している場合は、第三者評価結果を含む)を、教職員、児童・生徒、保護者、地域の方に周知をしている。 ②前年度の四者による学校評価アンケート結果等(実施している場合は、第三者評価結果を含む)を分析し、学校の課題を明確にしている。 ③学力調査(区、都、国)や体力テストの結果や各種データを分析し、課題を明確にしている。 ④自己評価を進めるにあたり、計画書を基に、主幹・主任教諭等も参加した会議を行うなど組織的に取り組んでいる。
	イ 学校関係者評価結果に基づいた教育課程の編成	①学校評価委員会を年間2回以上開催し、学校評価委員が意見を言しやすい場を作っている。 ②学校関係者評価結果を、教職員、児童・生徒、保護者、地域の方に周知している。 ③学校関係者評価結果に基づいた次年度の教育課程の改善点(学校評価のまとめ)を、次年度の教育課程の中に反映している。 ④教育課程を編成するに当たり、計画を立て、分掌での検討を重ねるなど、組織的に取り組んでいる。
学校評価結果を踏まえた学校運営の改善について	ア 教育課程の実施状況	①管理職は、毎週「週ごとの指導計画」を確認し、授業観察を随時行って各学級及び各教科の授業の実施状況を把握している。 ②授業のねらいに即して主体的・対話的で深い学びとなる工夫がされている。 ③教育課程の管理が、教務主任、学年主任を含め組織的に行われている。 ④規範意識の向上に向けた指導が適切に実施されている。
	イ 運営組織の実施状況	①学校運営に関わる教職員一人ひとりの役割が、明確に位置付けられている。 ②学校運営を推進する組織が、適切に設置され、円滑に運営されている。 ③校内におけるOJTが計画的に実施され、人材育成が図られている。 ④管理職が、学校運営における明確なビジョンをもち、イニシアティブを発揮している。

評価項目		観点とその評価規準【B】
学校評価結果を踏まえた学校運営の改善について	ウ 家庭や地域との連携状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校から保護者・地域に対して、ホームページ、学校便り、学年便りなどとおして、週に2回以上教育活動の情報提供を行っている。 2 定期的な学校公開日の設定や保護者・地域の方と一緒に学べる活動を工夫するなど、月1回程度、保護者や地域の方が学校に来る機会を設けている。 3 地域の自然や文化財、伝統行事などの教育資源、地域の人材（保護者を含む）等を活用した授業が各学年で年1回以上計画されている。 4 地域をまきこんだ行事を企画したり、地域行事に児童・生徒が積極的に参加するよう情報発信するなど、地域との連携が図られている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特色ある教育活動 ・ 特筆すべき優れた取組 	<ol style="list-style-type: none"> 1 「めぐる学校教育プラン」の主旨を踏まえた教育課程が編成されている。 2 地域や児童・生徒の実態等に即した特色ある活動を適切に設定している。 3 校内研究のテーマが適切に設定され、授業研究の継続的实施等、授業改善に努めている。 4 特色ある教育活動が計画的、組織的に編成、運営されている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校間連携の状況 	<ol style="list-style-type: none"> 1 「小・中連携子ども育成プラン」に基づき、小・中連携の趣旨を踏まえ、校区内での研修の場を年間3回以上設定している。 2 「校区内での共通ルール」や「共通の取組」等を設定し、児童・生徒、教職員や保護者、地域の方々に共有するための周知を行っている。 3 「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」をはじめとする、児童・生徒の交流活動を年間2回以上実施している。 4 小学校から中学校への円滑な接続に向けて、各教科や特別活動、総合的な学習の時間、その他の教育活動を中心に、小学校・中学校が連携して協議を行っている。

(2) 各観点の評語

A (極めて達成している)	B (達成している)	C (達成していない)
------------------	---------------	----------------

2 評価項目の評語について

(1) 項目の評語

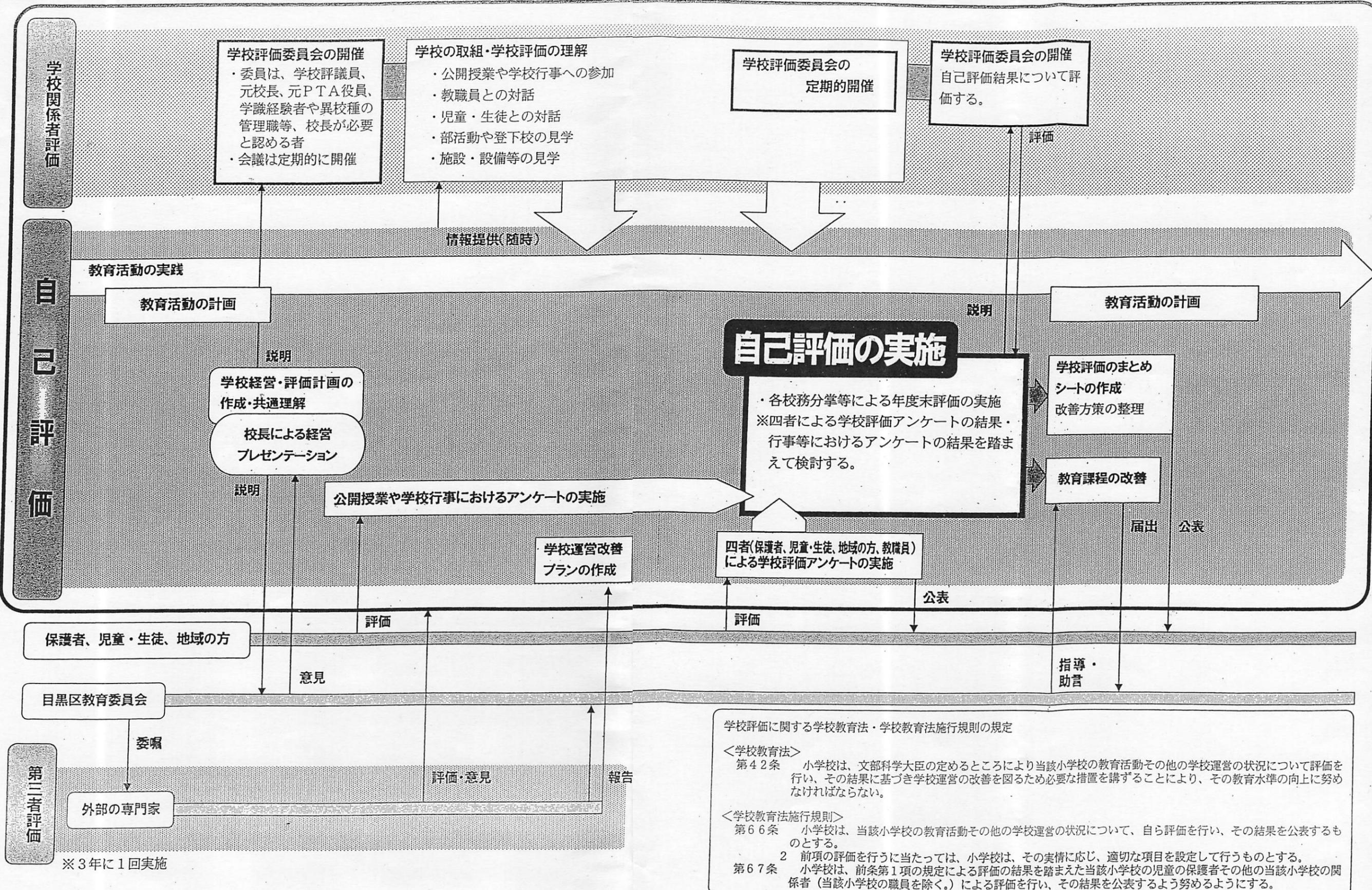
A (十分満足できる)	B (概ね満足できる)	C (不十分なところがあり努力を要する。)
-----------------------	-----------------------	---------------------------------

(2) 4つの観点を総括した評語の設定

観点1	観点2	観点3	観点4	評語
A	A	A	A	A
A	A	A	B	
A	A	B	B	B
A	B	B	B	
B	B	B	B	
B	B	B	C	
B	B	C	C	C
B	C	C	C	
C	C	C	C	

以上

学校評価の流れ



学校評価に関する学校教育法・学校教育法施行規則の規定

<学校教育法>
 第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

<学校教育法施行規則>
 第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。
 2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。
 第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるようにする。

※3年に1回実施